

17消安第5384号 平成17年8月26日

食品安全委員会 委員長 寺田 雅昭 殿

> 樓林水產大臣 岩永 峯 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上

食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第3号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、 貴委員会の意見を求めます。

記

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第3条第1項の規定に基づき、次に 掲げる普通肥料の公定規格を変更すること。

- 1 「けい酸加里肥料」の公定規格の変更
- 2 「熔成けい酸加里肥料」の公定規格の変更



普通肥料の公定規格の変更の概要

肥料の種類	けい酸加里肥料	熔成けい酸加里肥料
施用方法	加里及びけい酸等の肥料成分の 植物への緩効的な供給を目的と して施用。	加里及びけい酸等の肥料成分の 植物への緩効的な供給を目的と して施用。
公定規格 変更の内容	「けい酸加里肥料」のく溶性加 里の含有すべき主成分の最小量 を引き下げるとともに、塩基性 のナトリウム及びカルシウムを 使用できることとする。	「熔成けい酸加里肥料」の含有 すべき主成分であるく溶性マン ガンについて、選択して保証で きることとする。
公定規格の 変更イメージ	別表1のとおり変更	別表 2 のとおり変更
備考	土壌の加里成分が蓄積する傾向 があるという農業事情の変化から、肥料中の含有量を減らして 土壌に賦存するものを有効利用 するため、加里成分を低減させた「けい酸加里肥料」の生産の 要望があったため。 (別添資料3参照)	肥料の原料である製鋼鉱さいの 組成が、製鋼の生産方法の変更 により変化し、マンガン成分を 含有することが困難となったこ とから、「熔成けい酸加里肥料」 のマンガン成分の保証を選択で きるよう要望があったため。 (別添資料4参照)

【別表1】

(現行)

肥料の種類	含有すべき主成分 の最小量(%)	含有を許される有 害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
けい酸加里肥料(<u>塩基</u> 性のカリウム若しくは マグネシウム含有物又はほう素質肥料及び微粉炭燃焼灰を混合し、 焼成したものをいう。)	 - く溶性加里 <u>20.0</u> 可溶性けい酸 25.0 く溶性苦土 3.0 二 く溶性加里、可溶性けい酸及びく溶性苦土のでは、一に掲げるものでは、一に掲げるもののほか水溶性加里については 1.0 く溶性ほう素については 0.05 		未反応の加里は、 3.0%以下であるこ と。

(変更後)



肥料の種類	含有すべき主成分 の最小量(%)	含有を許される有 害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
けい酸加里肥料(<u>塩基</u> 性のカリウム、マグネシウム、ナトリウム若しくはカルシウム含有物又はほう素質肥料及び微粉炭燃焼灰を混合し、焼成したものをいう。)	 く溶性加里 10.0 可溶性けい酸 25.0 く溶性苦土 3.0 二 く溶性加里、可溶性けい酸及び性苦土の溶性加里以溶性方式的型型的水溶性加度的不可能的。 あつては、一に掲げるもののほか水溶性加里についてはのが、溶性はの素については、 く溶性ほう素についてはの.05 		未反応の加里は、 3.0%以下であるこ と。

【別表2】

(現行)

肥料の種類	含有すべき主成 小量(%)	分の最	含有を許され 成分の最大量		その他の制限事項
熔成けい酸加里肥料 (カリウム含有物に 製鋼。鉱さいを混合 し、熔融したものを いう。)	く溶性加里 アルカリ分 可溶性けい酸 <u>く溶性マンガン</u>	20.0 15.0 25.0 <u>1.0</u>	く溶性加里の 1.0%につき ニッケル クロム	含有率 0.01 0.1	4ミリメートルの 網ふるいを全通す ること。



(変更後)

肥料の種類	含有すべき主成分の最 小量(%)	含有を許される有害 成分の最大量(%)	その他の制限事項
熔成けい酸加里肥料 (カリウム含有物に 製鋼,鉱さいを混合 し、熔融したものを いう。)	二く溶性加里20.0アルカリ分15.0可溶性けい酸25.0二く溶性加里、アルカリ分及び可溶性けい酸のほかく溶性マンガンを保証するものにあつては、一に掲げるもののほかく溶性マンガン1.0く溶性マンガン1.0	く溶性加里の含有率 1.0%につき ニッケル 0.01 クロム 0.1	4ミリメートルの 網ふるいを全通す ること。